

まちづくり市民会議 第3小委員会「関係課意見交換会」議事録

■日 時	2008年6月26日（木） 午後6時30分～午後8時40分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	[委員] 福島会長、田部副会長、相沢委員長、浦野委員 [企画政策課] 小林課長、田中課長補佐、奥川係長代理、田島主任 [総務課] 八代参事、荒木係長 [財政課] 長島課長、金井課長補佐 [地域総務課] 秋元課長補佐、藤生係長 [環境政策課] 岡田参事 [議会総務課] 石川副局長、高橋課長補佐 ※欠席委員2名 高橋、早川

【概要】

1. 目的

(1) まちづくり基本条例について

- ・基本条例が“本市に相応しいものであり続けているか”“基本条例制定後の状況や環境の変化により見直しを必要とするか”などを検討する。
- ・基本条例の主旨に基づき、行政が各施策を実施しているか検討する。

(2) 行政の各施策について

- ・まちづくり市民会議で検討した問題点などが、行政の施策に対し誤解や偏見に陥っていないか確認する。
- ・提言書を作成する際に、行政の考え方や施策の主旨を確認することにより、水準が高く実現性のある提言書を作成する契機とする。
- ・提言書に対し行政の信頼性の向上や誤解、偏見の解消を図る。

2. 内容

(1) 主旨及び検討経過の説明

- ・小林企画政策課長の挨拶後、関係課の職員を紹介、その後、福島会長が意見交換会の主旨（目的）を説明した。
- ・主旨の説明後、相沢委員長がこれまでの検討経過について説明を行い、各委員が個別の意見について補足説明を行った。
- ・第3小委員会は、①委員に対する基本条例勉強会 ②基本条例の制定に関わった委員へのアンケート ③基本条例制定後の事務事業の確認 ④先進自治体の調査 ⑤市民等へのアンケート（市民、区長・区長代理、市議会議員）を行ってきた。
- ・勉強会では、基本条例の市民への周知が不足しているとの意見が挙げられた。
- ・制定に関わった委員のアンケートでは、“基本条例改正の必要性はない”“基本条例の市民の認知が低い”などの意見が多く挙げられた。
- ・事務事業の確認では、取組みに対し過不足の指摘はなかった。
- ・先進自治体の調査では、ニセコ町が基本条例の一部改正を行っていた。

- ・市民等へのアンケートでは、基本条例の認知が極めて低い結果が出た。また、区長・区長代理や市議会議員からは、基本条例に関する具体的な指摘はなかった。
- ・これまでに第3小委員会で提起された課題は、次の5点に集約される。
 - ①総合計画に「健全な財政運営」に関する考え方が反映させているように見えない。
 - ②地域コミュニティの運営は、地域間格差や区制運営の閉鎖性が問題点として挙げられる。
 - ③行政や市議会の運営について、市民が監視するルールが必要と思われる。
 - ④市議会議員への責務等について、もう少し踏み込んだ条文が必要ではないか。
 - ⑤温室効果ガスの排出抑制について、条例に追加したらどうか。

(2) 意見交換

①健全な財政運営について

●財政課の説明

- ・償還元金を超えない元金の範囲内で、新たな借入をするよう努めている。
- ・夕張市の破綻を受けて、昨年、財政健全化法が制定され、本市においても5項目の財政指標を今年度中に公表する予定である。
- ・この財政指標を用いると全国の都市との比較が容易になるため、財政状況について検討する場合は参考にしていきたい。
- ・市の負債を含む財政状況についてはホームページなどで公表しているが、市民に理解してもらうため、分かり易く公表するとともに指標を工夫しなければならないと考えている。

●委員の意見

- ・市の借入れについて、「市民」「行政」「市長」「議員」が同じ目線で見られるようになることが重要である。
- ・特別会計を含めた決算状況や市の関係団体を含めた全体の負債総額が、市民の目から見て明らかでない。
- ・本市は周辺の市と比較すると財政状況は悪くないが、元気なうちに負債を減らすための具体策を示す必要がある。
- ・負の部分を含めて市民に公開し、現在の収入や負債に考慮した財政計画を示して、市民に理解を求める必要があるのではないか。

②地域コミュニティについて

●地域総務課の説明

- ・1%まちづくり事業は、地域の自主的な事業を年間100件程度補助しており、地域において成果を上げつつある。
- ・正確な情報を地域に伝えるため、今年度から区長会に情報を伝達するときは工夫をしている。
- ・行政区の地域格差に配慮するため、昨年度から合区や分区の指導を行っている。
- ・現状では町内会への加入を強制し、町内会費の支払いを強制するのは困難である

と思われる。

●委員の意見

- ・地域コミュニティの問題は、第1小委員会において詳細な議論を行っている。
- ・基本条例の規定では町内会への「参加」「不参加」は自由であるが、加入していない世帯へは地域の情報が伝わらないという問題がある。
- ・町内会費は世帯単位で集めているため、加入していない世帯は町内会費を払っていない。
- ・地域コミュニティの情報交換を推進するため、地域SNSを活用し地域の情報発信ができたかと考えている。

③オンブズマン制度について

●総務課の説明

- ・平成8年度に市民の目線で市政をチェックする「行政審査制度」を設けた。
- ・専門的知識を持つ外部の委員が、市政について法律に基づき適正かつ効率的に行われているかを審査し、その結果を市政に反映する目的で実施している。
- ・審査する項目は事前に広報紙等で周知し、市民から意見を募り決定し、委員は会社経営者や保育園園長などから構成されている。
- ・行政審査制度とは別に、市民の要望を把握するため「市長の縁台トーク」を実施している。

●委員の意見

- ・公募された委員では専門的な知識に乏しく、企業の税理士などの専門家が集まると市民の目線が乏しくなる傾向がある。
- ・現在の行政審査制度は、もう少し市民の目線に立ち組織されるべきであると思われる。

④市議会議員について

●議会総務課の説明

- ・議員提案による条例は、議員定数の削減に関する条例改正があり、その他は請願などに関する条例改正が占めている。
- ・本市の議会は、本会議や委員会、協議会など全て公開としている。
- ・「議会だより」の他、定例会の一般質問の要旨など、ホームページなどでも市民に積極的に周知している。また、ブログで考え方を公開している議員もいる。
- ・一問一答式の議会答弁も導入済みであり、本年の6月議会においては17人中10人が一問一答式で実施している。
- ・今回いただいた提案は、議会運営委員会で話をして、検討できるよう対応したい。

●委員の意見

- ・基本条例に対し議員から具体的な意見をもらいたい。
- ・基本条例のアンケートで市議会議員の回収率は34.2%に留まった。
- ・「市民」「市議会」「行政」が一緒になって、基本条例を見直す機運が高まるのを

期待したい。

⑤温室効果ガスの排出抑制について

●環境政策課の説明

- ・他市にさきがけて太陽光の奨励金を支給するなど、CO₂を削減するため市の施策を積極的に推進している。
- ・新エネルギー産業技術総合開発機構の実証研究により城西町に 553 戸、市の補助によりその他の地域に約 800 戸の太陽光パネルが取り付けられており、全国的には高いレベルになっている。

●委員の意見

- ・世界的に問題となっている地球温暖化について、基本条例で規定を設け、市としてこの問題に取り組む必要があると思われる。
- ・環境問題に関する市の取組みは、基本条例に規定する内容と同方向を向いていると思われる。

(3) 全体のまとめ

- ・福島会長が“関係課に提言書の内容を知っておいてもらうために今回の「意見交換会」を実施した”、“これからも色々な局面で交流し、ご意見をいただければと思う”など、全体を総括した。
- ・小林企画政策課長が“基本条例は市民や行政におけるまちづくりの心を示したものである”など事務局として意見を述べた。